

社団法人日本建設機械化協会の災害支援体制と取組み

社団法人日本建設機械化協会 研究調査部

社団法人日本建設機械化協会は国土交通省の各地方整備局等との間で災害応急対策業務に関する協定を締結している。災害が発生し、国土交通省が管理する施設等が被災した場合には、この協定に基づき、必要な機材や技術者をはじめとする災害対策機材等を確保、動員し、応急対策の支援を行うこととなっている。

この協定の参加企業は災害時の24時間待機など、自らの負担を伴いながら防災活動を行い、極めて高い社会的貢献を果たしていることから、平成17年度より、国土交通省では経営事項審査における優遇措置を開始している。

キーワード：防災協定、災害、災害支援、復旧支援、災害応急対策協定

いるところである。

1. 災害応急対策協定について

社団法人日本建設機械化協会（以下、JCMA）では、地震・大雨など、異常な自然現象及び予期できない災害等の場合で、国土交通省が管理又は工事中の施設（国土交通省の所管施設、以下、所管施設という）において発生した災害の緊急的な応急対策に関して、これを支援するために必要な建設資機材、技術者、及び労力など（以下、建設資機材という）を確保し、その対策の実施を支援し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に貢献することを目的とした災害応急対策協定を締結している。

この協定のポイントは以下のとおりである。

(1) 地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害の場合に国土交通省が管理する社会資本等において発生した災害の応急対策

JCMAは国土交通省との間で、建設機械もしくは建設機械施工に係わる以下に示す項目について災害応急対策協定*を締結している。

- ・災害時における災害対策用機械の稼働
- ・災害時におけるゲート設備等機械設備の操作
- ・無人化施工機械の調達、操作
- ・建設機械、機材類の保有状況等情報の提供

現在、協定をまだ結んでいない地方整備局がいくつあるものの、早期の協定締結に向けて対応を進めて

* 災害応急対策協定は、各地方の整備局毎、あるいは事務所毎に締結されているため、一律に上記の項目全てが締結されているわけではない。

(2) 資材及び労力等の確保及びその動員方法の事前確認

協定においては、災害時に応急対策を迅速に実施するため、資材や労力をどのように確保し、提供するかについて、その連絡系統及び実施体制及び提供できる災害対策機材等の品目についてとりまとめを行い、あらかじめ報告することが定められている。

この実施体制の報告は、年度当初に当該年度の体制をとりまとめ、報告することとなっており、当然のことながら、JCMAの会員によってその体制を構築している。一般的には、JCMA各支部事務局が窓口となり、体制表に定められた分担に従って適切な情報連絡及び実施体制の構築を図ることとなる。

(3) 国土交通省からの要請に基づく会員による業務の実施

国土交通省の担当部署の長は、所管する施設等が被災し、支援が必要な状況であるときには、その状況に応じてJCMAに会員の出動を要請することができる。このとき、事前に実施体制表に決められた会員企業はできるだけ速やかに当該施設の被災状況を国土交通省職員の指示や情報提供によって把握し、国土交通省職員と連携して当該災害の応急対策を実施することとなる。

(4) 出動要請後、速やかに工事請負もしくは業務委託契約を締結

「災害応急対策協定」においては、JCMAに対して

あらかじめ決められた体制に基づいて会員の出動を要請したときには、出動した会員企業と遅滞なく契約を締結することとなっている。この協定がボランティアのように、無償（業者負担）で行われるものと誤解されることがあるようであるが、ここで記述したとおり、契約が正式に締結される業務として実施されるものであることを申し添えておきたい。

2. 災害応急対策協定参加企業への優遇制度

国土交通省では、平成18年1月31日付け「経営事項審査の改正に係わる事務取扱について」及び平成17年12月16日付建設業法施行規則及び関連告示・通知の改正において、防災協定締結業者を優遇する具体的な対応を打ち出した。

防災協定を締結した業者は、災害時の24時間待機

など、自らの負担を伴ながら防災活動を行い、極めて高い社会的貢献を果たしていると言える。このため、国土交通省では、これらの建設業者への優遇措置を検討し、「国・特殊法人等又は地方公共団体と災害時における防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を経営審査において加点評価（0～3点）」することを定めた（詳細は別紙参照）。

なお、優遇措置を受けるための具体的な方法については、通達に示されているとおり、協定を締結している公益法人等の証明書が必要となる。この証明書の発行及び災害応急対策協定の趣旨に賛同され、今後参加を検討されている方は、JCMA各支部又は研究調査部（社団法人日本建設機械化協会研究調査部・藤野、川本；電話：03-3433-1501；ファクシミリ03-3432-0289）までお問い合わせいただきたい。

[JCMA]

(別 紙)	
平成18年2月10日 事務連絡	
各業界団体事務局担当者殿	
国土交通省総合政策局建設業課	
経営事項審査の改正等に係る事務取扱いについて	
<p>標題の件については、別添の平成18年1月31日付け事務連絡「経営事項審査の改正等に係る事務取扱いについて」及び平成18年2月10日付け事務連絡「社団法人等の団体が防災協定を締結している場合、経営事項審査における確認書類の取扱いについて」の通り、各地方整備局担当官及び各都道府県建設業担当官あて通知したところであるので、貴団体傘下の建設業者に対して周知・指導方をお願いする。</p>	
<p>[問合わせ先] 国土交通省総合政策局建設業課 課長補佐 平田（内線24-753） 許可係長 折坂（内線24-718） 経営指導係長 青木（内線24-734）</p>	
平成18年2月10日 事務連絡	
各地方整備局担当官	
各都道府県建設業担当官殿	
国土交通省総合政策局建設業課	
社団法人等の団体が防災協定を締結している場合の 経営事項審査における確認書類の取扱いについて	
<p>標題の件については、平成18年1月31日付け「経営事項審査の改正等に係る事務取扱いについて」において、「当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）」を提出させることと定めているところであるが、今般、当該団体に加入していること及び防災活動に一定の役割を果たすことを併せて証する「証明書」の雛形を別紙様式の通り作成したので、参考とされたい。</p>	
<p>なお、本様式はあくまでも雛形であり、必ずしも本様式に拘らなくとも、申請者が当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことを当該団体の長が証している書類であれば、確認書類として有効であることを申し添える。</p>	

[問合わせ先]	
国土交通省総合政策局建設業課	
課長補佐 平田（内線24-753）	
許可係長 折坂（内線24-718）	
経営指導係長 青木（内線24-734）	
証 明 書	
所 在 地	
商号又は名称	
許 可 番 号	
代 表 者 名	
<p>上記の者は平成〇年〇月〇日付けで〇〇県知事との間で締結した災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。</p>	
〇〇年〇月〇日（審査基準日を記入）	
〇〇〇〇協会（団体名）	
会 長 〇〇〇〇証印	
平成18年1月31日 事務連絡	
各地方整備局担当官	
各都道府県建設業担当官殿	
国土交通省総合政策局建設業課	
経営事項審査の改正等に係る事務取扱いについて	
<p>標題の件については、平成17年12月16日付け建設業法施行規則及びこれに関連する告示・通知の改正を行ったところであるが（平成18年5月1日施行），詳細な事務取扱いについて連絡するので，遺漏無いよう取扱われたい。</p>	

1. X₁ 評点（完成工事高）の評点テーブルの修正について

(1) 概要

近年の建設投資の減少等に対応し、いわゆる X₁ 評点テーブルを別紙 1 の通り改正する。

(2) 再審査の取扱いについて

①再審査を行う期間

X₁ 評点テーブルの見直しに係る再審査の申立期間は、当該改正の日（平成 18 年 5 月 1 日）から 120 日以内（当該改正に係る事項についての再審査に限る）とする。

再審査の対象となる経営事項審査の結果は、再審査を受けようとする日の 1 年 7 ヶ月前の日以降を審査基準日とするものとする。

②提出書類

申請者が再審査を申し立てるにあたっては、以下の書類を提出するものとすること。

(イ) 経営事項審査申請書（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11、但し X₁ 評点テーブル見直しに係る再審査のみであれば別紙 1～3 は不要）

(ロ) 当初の経営事項審査申請書の写し及び経営事項審査結果通知書（以下「旧結果通知書」という）の写し

③申請書記載の留意事項

再審査における経営事項審査申請書の記載については、以下の点に留意すること。

(イ) 「申請者」の欄には、主たる営業所の所在地等を記載する等、通常の経営事項審査の申請書の記載方法と同様とすること。

(ロ) 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載すること。

(ハ) 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載すること。

(ニ) 「申請等の区分」はコード 4 もしくはコード 5 を記載すること。

(ホ) 「再審査を求める事項」欄に「完工高」と記載し、「再審査を求める理由」欄に「制度改正のため」と記載すること。

④旧結果通知書の取扱い

再審査による経営事項審査の結果通知書を受けた場合、発注者が当面、競争参加資格の確認等に当たって旧結果通知書を活用することも想定されるので、その回収は行わない。

2. 防災協定締結業者への加点について

(1) 概要

国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の 24 時間待機など自らの負担も伴ながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。こうした建設業者の社会貢献活動を評価すべく、W 項目の中に新たに W₅ 項目を設け、当該項目において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう）又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を加点評価する。

(2) 防災協定の確認方法について

経営事項審査申請書（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11）の別紙 3 の項番 52 に防災協定加入の有無を記載させ、確認書類として以下の書類を提出させる。改正後の W 項目の評点テーブルは別紙 2 の通りとする。

(イ) 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し

(ロ) 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）

なお、申請された防災協定が加点対象となるか否か等の詳細については、別紙 3 の Q&A を参照されたい。

(3) 再審査の取扱いについて

①再審査を行う期間

X₁ 評点テーブルの修正と同様に取り扱い、審査基準日時点で防災協定を締結していた場合のみ加点評価する。

なお、防災協定の締結の有無について再審査を行った場合は、X₁ についても自動的に新評点テーブルで再審査されることになるので、留意されたい。

②提出書類

上記 1(2)②（提出書類）において示した X₁ 評点テーブルの修正における提出書類に加えて、上記 2(2)（防災協定の確認方法について）において示した書類を提出するものとする。

③申請書記載の留意事項

X₁ 評点テーブル修正における留意事項に加えて、「再審査を求める事項」欄に「防災協定の有無」と記載し、「再審査を求める理由」欄に「制度改正のため」と記載すること。

④その他

旧結果通知書の取扱いは X₁ 評点テーブル見直しの場合と同様。

3. 加点対象となる技術者の追加について

(1) 概要

電気通信工事に係る営業所専任技術者になり得る者として、平成 18 年 4 月 1 日以降新たに「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、5 年以上の実務経験を有するもの」が追加される予定であることを受け、経審の Z 指標でも当該技術者を加点対象に含める。

②留意事項

今回追加される資格は、営業所専任技術者の要件としては平成 18 年 3 月 31 日以前は無効であるため、審査基準日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合は加点対象とならない。従って、事実上再審査の対象外となる。

4. 加点対象となる資格の位置付けの改正について

(1) 概要

Z の加点対象となっている地すべり防止工事士及び一級計装士、W の加点対象となっている建設業経理事務士について、平成 14 年の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成 18 年 4 月 1 日以降これらに対応する資格試験を国土交通大臣の登録制度として実施することとする。

②取扱いについて

登録制度化に伴い資格の名称の変更等があるものの、経審上の基本的な取扱いについては従来と変化無し。

・ 平成 18 年度以降の登録地すべり防止工事試験、登録計装試験、登録経理試験の合格者を加点対象とする。

・ 平成 17 年度までの地すべり工事防止工事士、一級計装士、建設業経理事務士についても加点が継続される。

なお、「『経営事項審査の事務取扱いについて』の一部改正について」（平成 17 年 12 月 16 日付け国総建第 255 号）の記載に関して、二級登録経理試験の取扱いについての照会が一部からあったが、二級登録経理試験の合格者及び従来の二級建設業経理事務士についても加点対象となることを申し添える。

5. 改正に伴うシステム上の注意点

上記 1～3 の改正は平成 18 年 5 月 1 日施行であるが、当該改正に対応した CIIC のシステムリリースは平成 18 年 5 月 15 日となる。新システム導入にあたっては旧システムを廃棄することとなるため、例えば 4 月下旬に経審の申請を受け付けた場合、5 月 15 日以降は旧基準での結果通知書を出力できなくなる。そのため、

① 経審の申請の受付にあたっては、4 月以降特に留意すること（4 月以降の申請を保留する等の対応が必要になると思われる）。

② 5 月 15 日以降に旧基準での評点による算定結果が必要な場合は、手書きにて行うこと。ただし、手書きによる修正を行った場合は、インターネット公表に修正されたデータが反映されないこととなる。

[問合せ先]

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 平田（内線 24-753）

許可係長 折坂（内線 24-718）

経営指導係長 青木（内線 24-734）

別紙1 現行及び改正後の X₁評点の評点表

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高（百万円）	旧 X ₁ 評点	新 X ₁ 評点
200,000 以上	2,565	2,616
150,000 以上 200,000 未満	121×1/ 50,000,000+2,081	123×1/ 50,000,000+2,124
120,000 以上 150,000 未満	110×1/ 30,000,000+1,894	112×1/ 30,000,000+1,933
100,000 以上 120,000 未満	110×1/ 20,000,000+1,674	113×1/ 20,000,000+1,703
80,000 以上 100,000 未満	110×1/ 20,000,000+1,674	112×1/ 20,000,000+1,708
60,000 以上 80,000 未満	97×1/ 20,000,000+1,726	99×1/ 20,000,000+1,760
50,000 以上 60,000 未満	85×1/ 10,000,000+1,507	86×1/ 10,000,000+1,541
40,000 以上 50,000 未満	86×1/ 10,000,000+1,502	88×1/ 10,000,000+1,531
30,000 以上 40,000 未満	85×1/ 10,000,000+1,506	87×1/ 10,000,000+1,535
25,000 以上 30,000 未満	73×1/ 5,000,000+1,323	74×1/ 5,000,000+1,352
20,000 以上 25,000 未満	72×1/ 5,000,000+1,328	74×1/ 5,000,000+1,352
15,000 以上 20,000 未満	74×1/ 5,000,000+1,320	75×1/ 5,000,000+1,348
12,000 以上 15,000 未満	61×1/ 3,000,000+1,237	63×1/ 3,000,000+1,258
10,000 以上 12,000 未満	60×1/ 2,000,000+1,121	61×1/ 2,000,000+1,144
8,000 以上 10,000 未満	62×1/ 2,000,000+1,111	63×1/ 2,000,000+1,134
6,000 以上 8,000 未満	48×1/ 2,000,000+1,167	49×1/ 2,000,000+1,190
5,000 以上 6,000 未満	49×1/ 1,000,000+1,017	50×1/ 1,000,000+1,037
4,000 以上 5,000 未満	49×1/ 1,000,000+1,017	49×1/ 1,000,000+1,041
3,000 以上 4,000 未満	48×1/ 1,000,000+1,021	49×1/ 1,000,000+1,041
2,500 以上 3,000 未満	49×1/ 500,000+ 871	50×1/ 500,000+ 888
2,000 以上 2,500 未満	37×1/ 500,000+ 931	38×1/ 500,000+ 948
1,500 以上 2,000 未満	36×1/ 500,000+ 935	36×1/ 500,000+ 956
1,200 以上 1,500 未満	36×1/ 300,000+ 863	37×1/ 300,000+ 879
1,000 以上 1,200 未満	37×1/ 200,000+ 785	38×1/ 200,000+ 799
800 以上 1,000 未満	37×1/ 200,000+ 785	38×1/ 200,000+ 799
600 以上 800 未満	24×1/ 200,000+ 837	24×1/ 200,000+ 855
500 以上 600 未満	24×1/ 100,000+ 765	25×1/ 100,000+ 777
400 以上 500 未満	25×1/ 100,000+ 760	25×1/ 100,000+ 777
300 以上 400 未満	25×1/ 100,000+ 760	26×1/ 100,000+ 773
250 以上 300 未満	24×1/ 50,000+ 691	24×1/ 50,000+ 707
200 以上 250 未満	24×1/ 50,000+ 691	25×1/ 50,000+ 702
150 以上 200 未満	24×1/ 50,000+ 691	24×1/ 50,000+ 706
120 以上 150 未満	24×1/ 30,000+ 643	25×1/ 30,000+ 653
100 以上 120 未満	25×1/ 20,000+ 589	25×1/ 20,000+ 603
80 以上 100 未満	24×1/ 20,000+ 594	25×1/ 20,000+ 603
60 以上 80 未満	13×1/ 20,000+ 638	13×1/ 20,000+ 651
50 以上 60 未満	12×1/ 10,000+ 605	12×1/ 10,000+ 618
40 以上 50 未満	12×1/ 10,000+ 605	12×1/ 10,000+ 618
30 以上 40 未満	13×1/ 10,000+ 601	14×1/ 10,000+ 610
25 以上 30 未満	11×1/ 5,000+ 574	11×1/ 5,000+ 586
20 以上 25 未満	12×1/ 5,000+ 569	12×1/ 5,000+ 581
15 以上 20 未満	12×1/ 5,000+ 569	12×1/ 5,000+ 581
12 以上 15 未満	13×1/ 3,000+ 540	14×1/ 3,000+ 547
10 以上 12 未満	12×1/ 2,000+ 520	12×1/ 2,000+ 531
10 未満	11×1/ 10,000+ 569	11×1/ 10,000+ 580

別紙2 現行及び改正後の W 評点の評点表

その他の審査項目 (社会性等)	点 数	W ₁	W ₂	0.15 W	W ₀	W	0.15 W	W ₀	W	0.15 W
W ₁ 労働福祉の状況	0~30 点	92	913	136.95	95	933	139.95			
W ₂ 工事の安全成績	0~30 点	91	907	136.05	94	927	139.05			
W ₃ 営業年数	0~30 点	90	900	135	93	920	138			
W ₄ 建設業経理事務士等の数	0~10 点	10	367	55.05	92	913	136.95			
		9	360	54	91	907	136.05			
		8	353	52.95	90	900	135			
		7	347	52.05	10	367	55.05			
		6	340	51	9	360	54			
		5	333	49.95	8	353	52.95			
		4	327	49.05	7	347	52.05			
		3	320	48	6	340	51			
		2	313	46.95	5	333	49.95			
		1	307	46.05	4	327	49.05			
		0	0	0	3	320	48			
					2	313	46.95			
					1	307	46.05			
					0	0	0			

別紙3 防災協定を締結する建設業者への加点措置に関するQ&A

No.	Q	A
1	加点の対象を防災協定締結企業に限定するのは何故か。協定を締結していないなくても、実際に防災活動に貢献した企業は加点すべきではないか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、防災協定締結の有無を加点の要件とした。
2	現在資格審査の主観的評価事項で防災活動への貢献状況を加点対象としているが、今回防災協定締結の有無が経審の加点対象となることに伴い、主観的評価事項の見直しを行う必要があるか。	今回の改正は、発注者が防災活動への貢献活動を主観的事項で評価することについて何ら妨げるものではなく、加点措置の継続に影響を及ぼすものではない。
3	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「特殊法人等」の範囲について、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下、入契法という）第2条第1項に規定する特殊法人等」に限定しているのは何故か。	「入契法第2条第1項に規定する特殊法人等」は、国の出資が2分の1以上又は事業運営費の主たる財源を国から得ていること等の要件を満たしており、行政機関に準じると見なされることによる。また、入契法適用対象外の法人は入札制度の透明性が必ずしも確保されておらず、締結する防災協定を一律に経審の加点対象とするのはなじまないと考えられる。
4	加点対象となる防災協定は、具体的に災害時のどのような活動について定めてある必要があるのか。	災害時に建設業者に求められる役割は地域によってまちまちであると思われるため、防災協定に定める具体的な活動内容についての制限は設けない（建設工事に該当しない活動でもかまわない）。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、基本的に加点対象となる。
5	災害時の実際の活動について、有償で行われる場合でも加点対象となるのか。	防災協定を締結する建設業者は、実際に出動しない場合でも体制を整えるなど、大きな負担を伴いながら地域に貢献しており、協定に基づいて行った活動について対価を得たとしても、その社会貢献度は高く評価すべきもの。したがって、左記のケースでも加点対象とする。ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合は除外。
6	上記5の回答で、加点対象とならない「防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合」とは、具体的にどのようなケースがあるか。	例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く建設業の営業そのものであるため、原則的に加点対象外とする。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象とする。また、協定締結者を入れて決定しているような場合等も加点対象外とする。
7	複数の防災協定を締結する建設業者への加点はどうするのか。	防災協定を締結する建設業者に対しW5項目で一律3点の加点を行うこととし、複数の防災協定を締結している場合でも重複加点は行わない。
8	社団法人等の団体が防災協定を締結する場合の定めがあるが、加点対象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	加点対象となる「団体」の要件について、特に制限は設けない。法人格も必ずしも必要としない。
9	申請者が加入する団体が防災協定を締結している場合の具体的な取扱いはどうすればよいか。	当該団体の会員証や証明書等で申請者が団体の会員であることを確認するとともに、団体の活動計画書や証明書等によって申請者が一定の役割を負っていることが確認できる場合については、加点対象とする。
10	今回の改正により、建設業者や業界団体から防災協定締結の申し出が増加することが予想されるが、どのように対応すべきか。	防災協定の締結については、従来通り、各行政庁が防災対策としての実効性を基準として判断していくべきものであり、今回の改正は防災協定締結の基準そのものに影響を与えるものではない。

■「建設の施工企画」誌投稿のご案内■

—社団法人日本建設機械化協会「建設の施工企画」編集委員会事務局—

会員の皆様のご支援を得て当協会機関誌「建設の施工企画」編集委員会では新しい企画の検討を重ねております。その一環として本誌会員の皆様からの自由投稿を頂く事となり「投稿要領」を策定しましたので、ご案内をいたします。

当機関誌は2004年6月号から誌名を変更後、毎月特集号を編成しています。建設ロボット、建設IT、各工種（シールド・トンネル・ダム・橋等）の機械施工、安全対策、災害・復旧、環境対策、レンタル業、リニューアル・リユース、海外建設機械施工、などを計画しております。こうした企画を通じて建設産業と建設施工・建設機械を取巻く時代の要請

を誌面に反映させようと考えています。誌面構成は編集委員会で企画いたしますが、更に会員の皆様からの特集テーマをはじめ様々なテーマについて積極的な投稿により機関誌が施工技術・建設機械に関わる産学官の活気あるフォーラムとなることを期待しております。

(1) 投稿の資格と原稿の種類：
本協会の会員であることが原則ですが、本協会の活動に適した内容であれば委員会で検討いたします。投稿論文は「報文」と「読者の声」(ご自由な意見、感想など)の2種類があります。

投稿される場合は標題と要旨をご提出

頂きます。編集委員会で査読し採択の結果をお知らせします。

(2) 詳 細：

投稿要領を作成しておりますので必要な方は電子メール、電話でご連絡願います。また、JCMAホームページにも掲載しております。テーマ、原稿の書き方等、投稿に関わる不明な点はご遠慮なく下記迄お問い合わせください。

社団法人日本建設機械化協会「建設の施工企画」編集委員会事務局
Tel: 03(3433)1501, fax: 03(3432)0289,
e-mail: suzuki@jcmanet.or.jp